平成31年4月

ご加入者の皆様へ

福島県農業共済組合

元号改定に伴う「証券等」の取扱いについて

時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、 厚く御礼申し上げます。

さて、5月1日の元号改定(以下、「改元」といいます。)における本組合の取扱いについて、以下のとおりご案内いたします。

記

- 1 証券等(付随した書類を含みます。)について 5月1日以降に旧元号「平成」が記載されている書類(電子データを含みます。)は、有効であり、引き続きご利用いただけます。
 - (例)下記が印字(記載)されている書類は、改元以降も有効です。 責任期間:平成31年1月○日~平成32年1月○日 平成31年5月○日~平成32年5月○日
- 2 ご留意いただきたい事項 「平成」が印字(記載)されている書類は、そのままご使用いただけます。
 - (例) 今後、6月1日付で書類を記入される場合 「平成31年6月1日」等とご記入をお願いいたします。